

地域支援の展開に向けた社会福祉士の 視点と役割に関する一考察 —社会福祉士へのインタビューから—

小久保 志乃¹⁾ 三浦 修¹⁾ 李 在憶¹⁾ 佐藤 貴洋¹⁾ 海老田 大五朗¹⁾
田崎 基²⁾ 古俣 健³⁾ 小山 弓子⁴⁾ 秋山 詩織⁵⁾

- 1) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科
- 2) 新潟県社会福祉士会
- 3) 社会福祉法人更生慈仁会
- 4) 新潟市地域包括支援センターあじかた
- 5) 新潟市地域包括支援センターしろね南

A Study on the Perspectives and Roles of Social Work for the
Development of Community Support
:Analysis of Their Interview of Certified Social Workers

Shino Kokubo¹⁾ Osamu Miura¹⁾ Lee jaeuk¹⁾ Takahiro Sato¹⁾
Daigoro Ebita¹⁾ Motoi Tasaki²⁾ Ken Komata³⁾ Yumiko Koyama⁴⁾
Shiori Akiyama⁵⁾

- 1) Department of Social Welfare, Faculty of Welfare and Psychology, Niigata Seiryō University
- 2) Niigata Association of Certified Social Workers
- 3) Social Welfare Corporation Rehabilitation Jjinkai
- 4) Niigata City Community General Support Centers Ajikata
- 5) Niigata City Community General Support Centers Shirone Minami

キーワード

地域共生社会、社会福祉士、地域を基盤としたソーシャルワーク

Key words

Harmonious Local community, Certified Social Workers, community-based social work

I はじめに

地域共生社会¹⁾の実現に向けて社会福祉法が改正され、その大きな柱として、地域住民の複合的な課題や狭間のニーズへの対応のために重層的支援体制整備事業²⁾が2021年度から始まった。対象者の属性にかかわらず相談支援事業、参加支援、地域づくりに向けた支援の3事業の一体的な実施にあたって、社会福祉士や精神保健福祉士の活用に努める

ことが参議院で付帯決議され、「ソーシャルワーク機能」³⁾に対する期待感が高まっている⁴⁾。また、2018年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(以下、報告書とする)が出され、地域共生社会の実現の推進や新たな福祉ニーズへの対応のためには「ソーシャルワーク機能」^{注1)}の発揮が必要となる。それに対応するべく社会福祉士養成カリキュラ

ムが見直され⁵⁾、「ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築」や「ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充」などが行われ、2021年度入学生から適用となった。

しかし、実習時間を増やし、複数分野での実習を経験するという新カリキュラムに基づいた養成教育だけで、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担える実践能力を身に付けたソーシャルワーカーを育成できるとは考えにくい。これについて、たとえば永田が全国社会福祉教育セミナー(2020)^{注2)}における基調講演の中で、「属性別にとどまらない実習教育プログラムの開発(実習先や地域と協力した法人間ネットワークを活かした実習プログラムや地域を基盤に『人の動き』や『支援の流れ』を軸とした実習プログラムなど)」、「卒後教育、学び直しの仕組み構築」、「養成課程の枠を超えた(カリキュラムに縛られない)ソーシャルワーク『体験』の提供」が必要であると述べている。このように、地域のさまざまな立場や分野の関係者が連携・協働して学び合い、ソーシャルワーカーが活動できる場を創出していくこと、すなわち、地域レベルでの「教育と実践の一体的展開」がソーシャルワーカー養成教育の今日的課題となっている。そのため、職能団体、事業者団体、社会福祉協議会等との組織間連携・協働を基盤としたあらたな教育・研修体制を構築していくことが求められている。

そこで、本研究では、地域共生社会づくりを意図した取り組みのなかで、現任社会福祉士が担っている役割や課題を明らかにすることにより、これからのソーシャルワーカー養成教育(卒後教育を含む)のあり方を検討する上で活用できる基礎資料を示すことが目的である。

II 研究方法

1. 研究対象者と倫理的配慮

対象者の選定にあたっては、事前に職能団体であるA県社会福祉士会に問い合わせ、「包括的な相談支援体制」および「住民主体・地域課題解決体制」の構築・維持において先進的な実践活動をしている事業所および社会福祉士について情報収集した結果、7人(社会福祉士会員個人)を調査対象とした。調査対象者には、社会福祉士会から氏名・連絡先の提供の許諾を得たのち研究代表者より連絡を行った。

インタビューの際には調査対象者に対し、研究目的、方法、得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について、研究協力に対する心情的拘束に十分配慮しながら書面と口頭で説明し、研究協力の同意書に署名を得た。得られたデータは研究以外の目的に使用しないこと、途中でも辞退可能であることを約束した。また、分析結果の公表についての許可を得た。なお、本研究は、新潟青陵大学倫理審査委員会の審査を受け、承認を得て実施した(第148号)。

2. 調査内容と分析方法

インタビュー項目としては、①直面している地域福祉課題、②地域を基盤としたソーシャルワーク実践上の課題、③ソーシャルワーク機能と役割遂行上の学習課題、④地域共生社会づくりに貢献できるソーシャルワーク人材育成に向けた研修のあり方の4項目を設定した。

社会福祉士の活動実態という複雑な事象や、思いをありのままに記述し分析するために、質的記述的方法を用いた。得られたデータから逐語録を作成し、繰り返し読み込み、調査対象者が「社会福祉士としての自らの実践」についてどのように語り、受け止め、対応しているのかに留意しながら、意味のある文節

あるいは段落ごとに切片化し、コーディングして簡素なラベルをつけて、類似したラベルをまとめてサブカテゴリー、カテゴリーの生成・分類を繰り返した。分析の信頼性と妥当性を確保するために、社会福祉士としての実務経験のある共同研究者3名とのメンバーチェックで合意が得られるまで繰り返し照合した。

Ⅲ 結果

1. 研究対象者の属性

以下、表1に示すとおり、研究対象者の所属先は、社会福祉協議会2名、地域包括支援センター1名、居宅介護支援事業所・相談支援事業所1名、地域生活定着支援センター1名、障害者支援施設1名、医療機関1名であった。性別は、男性5名、女性2名であった。年代は、40歳代5名、50歳代2名であり、社会福祉士の経験年数は、10～15年が2名、15～20年が3名、20～30年が2名であった。保有資格は、7名全員が社会福祉士の他に介護支援専門員資格を有している。またその他、認定社会福祉士2名、精神保健福祉士2名、介護福祉士1名、教員免許状2名であった。現在従事している主な職種としては、施設長1名、センター長兼相談員1名、事業所の社会福祉士2名、生活支援コーディネーター1名、主任介護支援専門員1名と6名が相談援助業務を行っている。

所属	性別	年代	社会福祉士の経験年数	社会福祉士以外の保有資格	現在従事している主な職種
A氏 障害者支援施設	男性	50歳代	20～30年未満	介護支援専門員、教員、認定社会福祉士(障害分野)	法人役員 障害者支援施設施設長
B氏 社会福祉協議会	女性	50歳代	20～30年未満	介護支援専門員	社会福祉協議会の社会福祉士
C氏 地域生活定着支援センター	男性	40歳代	10～15年未満	介護支援専門員、介護福祉士	センター長兼相談員
D氏 社会福祉協議会	男性	40歳代	15～20年未満	介護支援専門員、精神保健福祉士	生活支援コーディネーター
E氏 地域包括支援センター	男性	40歳代	15～20年未満	介護支援専門員	包括支援センターの社会福祉士
F氏 医療機関	男性	40歳代	15～20年未満	介護支援専門員、認定社会福祉士、精神保健福祉士	精神保健福祉士
G氏 居宅介護支援事業所・相談支援事業所	女性	40歳代	10～15年未満	介護支援専門員、教員	主任介護支援専門員

表1 対象者の概要

2. 分析結果

地域共生社会の実現に向けた社会福祉士のソーシャルワーク実践の展開に関する要素として得られたデータを分析した結果から、4つのカテゴリーに分類できた。カテゴリー・サブカテゴリー・代表的なラベルは表2に示した。以下、カテゴリーは【 】、サブカテゴリーは< >、代表的なラベルは「 」で示して説明する。

1) 【直面しているマイクロ領域の福祉課題】

社会福祉士が日々の業務の中で直面している福祉課題や個別ニーズに関する要素が抽出された。このカテゴリーは2つのサブカテゴリー<支援困難ケースの増加><意識上の障壁・排他的傾向>から構成された。

<支援困難ケースの増加>は、「認知症による金銭管理」「自己決定ができない人の増加」「一人暮らしで認知症となり、その後の支援決定者不在」「若者の引きこもり」「外国籍の人へのコミュニケーションの取り方」「多問題家族」「生活困窮」「子どもの貧困」「ヤングケアラー」「高齢者の移動外出支援」など、社会福祉士がこれまで経験したことがない複合的な課題にどうやって支援していけば良いのか、どうアプローチすれば良いのか分からないケースの増加のことである。所属する施設や事業所の職員として、根拠を持った支援や対応ができず、「自分自身のソーシャルワーク実践に自信を持ってない」「ジレンマ状態」

に置かれ、「手探り状態」のなかで支援を行っている現状がうかがえる。＜意識上の障壁・排他的傾向＞では、「施設に入れば良い」「子が引き取れば良いのに」など「認知症や障害を持った人に対する排他的傾向が強い」や「昔に比べて差別意識や偏見とか無関心など負の感情が強まって」「つながりが弱まっている」など意識上の障壁を含む人間関係の希薄化が、支援を展開していく上での障害要因になっていると現任社会福祉士は認識していた。

2) 【福祉課題の解決に向けた日々の業務】

社会福祉士の活動基盤である地域社会の実情や課題に関する要素が抽出された。このカテゴリーは3つのサブカテゴリー＜社会構造（社会のひずみ）に起因する問題の顕在化＞＜地域福祉力の低下＞＜地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動＞から構成された。

「家族の縮小による家族機能の低下」や「生活スタイルが多様になってきていること伴随着、生きづらさを抱えた方が増えてきた」こと、「（生きづらさを抱えた人を）支えるための福祉、医療、教育、情報、収入などあらゆる面で格差が大きくなってきた」ことにより「社会資源の利活用にも格差が拡大」しているなど＜社会構造（社会のひずみ）に起因する問題が顕在化＞し、「地域の中で孤立する人」や「制度の狭間に置かれる人」の増加を招いていた。そして「高齢化率が高く人口減少地域にて社会資源や福祉人材の乏しさが顕著」となり「（地域の中で孤立する人を）支え合う仕組みづくりが進まず」「地域で支援困難ケースを受け入れる体制がない」「福祉と司法」「福祉と医療」など「連携体制が弱い」など＜地域福祉力の低下＞が顕著になっているメゾ領域の福祉課題に対し、＜地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動＞として「触法障害者」「虐待ケースの

受け入れ」や「ワンストップサービスの実践」などの個別支援事例を活用し「地域関係機関と事例研究を行う『地域連絡会』の開催」をする。社会福祉士会をつうじて「ネットワークの構築・強化」を図るなどの活動、「地域（地方検察庁、弁護士、警察、福祉・医療関係者）に対して啓発のための研修等を実施」や地域コミュニティを単位とした、福祉課題を検討し実践活動をする委員会（住民主体）の設置、仕組みづくりを行う等、福祉に限らず、交通インフラの整備や拡充を目指すために「関係機関（省庁含む）連携会議の実施」などの活動を行っていた。

3) 【地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題】

地域支援に向けて、特に重要視しているソーシャルワーク機能と役割遂行上の課題に関する要素が抽出された。このカテゴリーは7つのサブカテゴリー＜価値基盤＞＜アウトリーチ＞＜地域アセスメントと情報の集約と共有＞＜組織間連携の強化＞＜専門性の向上と能力獲得の必要性＞＜人材育成の課題＞から構成された。

ソーシャルワーカーの倫理綱領における行動規範や社会的包摂を＜価値基盤＞とし、「以前、在宅介護支援センターが行っていたような高齢者の実態把握調査のようなことをやったり」「地域に出向き住民と話をする機会を多く作る」など＜アウトリーチ活動＞をするようになったことで、「社会情勢の変化に伴う社会福祉の動向と地域の福祉課題の把握」がしやすくなった。そして、「さまざまな団体や個人からの声を拾い集めマッチングさせる『歩く出会い系サイト（良い意味で）』を目指した」活動を行っていた。そのような活動をつうじて収集できた情報を「関係者で情報共有するためにカンファレンスを実施して家族支援の視点の確認」をしたり、「地域住民に対して正しい知識や情報を伝え、共有す

る機会」を作ったりして、「個のニーズから地域課題を見つけ、それを発信していく」など<地域アセスメントと情報の集約と共有>を一体的に行うようになった。こうした活動の蓄積により、「対象者が高齢・障害・児童と分野横断的であり、保健・福祉・医療などの業種だけではなく、司法・警察など業種横断的な社会資源との関係形成の体制づくりが必要」という共通認識の形成につながり、「地域社会に貢献する社会福祉事業を柔軟に実施できる組織基盤と組織体制を整備」や「『つながる』場の提供と関係性づくりの後押し」など<組織間連携の強化>につながった。一方で、役割を遂行していく上で、「マイクロレベルでのアセスメント力」「個のニーズを生じさせている環境のアセスメント」「地域の歴史的背景など地域特性に関する知識」「組織経営に関する知識と技術」「環境の問題から地域課題を分析できるアセスメント力」や「権利擁護に関する知識」「相談援助（コミュニケーション・面接技術）の知識」「ネットワークスキル」「プレゼンテーションの技術」など<専門性の向上と能力の獲得の必要性>を再確認していた。そして、「専門性に欠ける人」や「経験不足」「制度執行官と揶揄されるように割り振られた業務をマニュアルのしかできない人」「サービス調整ばかりで社会への働きかけができない専門職」や「自身の実践を言語化・可視化できない専門職」の存在、「今の教育内容では実践力の高い社会福祉士が育たない」「リフレクション（内省）を中心とした研修の機会はほとんどない」「職場内や地域でスーパービジョン体制が根付かない」など地域における<人材育成の課題>も顕在化してきた。

4) 【地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性】

社会福祉士として地域を基盤としたソーシャルワーク実践を展開する際に支障となる要

素が抽出された。このカテゴリーは4つのサブカテゴリー<地域福祉課題の解決に向けた社会福祉士としての実践の実際><課題解決に向けたシステム上の課題><地域性・社会情勢の問題><福祉人材育成の難しさ>から構成された。

社会福祉士は、マイクロ・メゾ領域の福祉課題の解決に向けて、「身寄りなしの人と看取りについて意思確認」や「成年後見制度の利用促進」など「個別事例をつうじて、司法と福祉の関係者双方の理解を促進する」ようにしたり、地域住民を対象として「認知症に関する正しい知識と理解」を目的に、「行政や地域住民らから依頼されたミニ講座や講師依頼などの仕事は積極的に引き受け」「地域住民の集う場への参加を継続」するなど啓発活動を行っていた。さらに、「職能団体として、行政との情報交換」を行ったり、「全国組織に属し、国に対して司法と福祉の連携が促進されるような要望書を出す」社会に対する働きかけを<地域福祉課題の解決に向けた社会福祉士としての実践の実際>として行っていた。同時に「行政機関を含む組織間ネットワークが機能しない状況」「地域社会のつながりの不足」「定年で仕事が辞められない雇用情勢」「高齢になっても働かなければ暮らしていけない社会の年金制度」「業務が多く課題解決に取り組む時間がない」「地域の福祉課題の普遍化が難しい」「自分ごととして主体的に取り組みに参加・協力する機運がない」のようなく課題解決に向けたシステム上の課題>や「地縁血縁の濃さ」「目立つ者は叩かれる」「すぐに噂話が広がる」「地域のリレーションシップの複雑さ」「本来は阻害要因も無く定期開催できていたが、現在はコロナウイルス感染防止のため参加者を参集できない」「他を理解する、または他を受け入れることに寛容になれない社会のありよう（子育て・教育・就労・そしてコロナ禍）」など<地域性・社会情勢の問題>により「地域にお

けるソーシャルワーク実践の困難さ」を実感していた。このようなソーシャルワーク実践上の困難を克服するための方法として、「地域住民力を高める」ことや「ソーシャルワーク専門職の専門性や能力の向上」が不可欠と考えていた。一方で、「実践力の高いソーシャルワーク専門職」や「キーパーソンが育たない」「制度や組織、立場を超えての支援に抵抗を感じている専門職がいる」「ボランティア活動の減少」「課題解決に向けた研修等を企画しても興味がある人しか参加しない」「地域づくりなどに関する研修は優先順位が低い」「地域のキーパーソンの発掘が難しい」「支える側の育成が追い付かない」「『困っている人』がお互い様の気持ちを醸成できない」「助けられ上手になるという意識が乏しい」「『我がごと』として捉えられない」「認知症・障害・触法者などへの誤った認識をもつ人が多い」など＜福祉人材育成の難しさ＞のジレンマを抱えていた。

IV 考察

今回のインタビュー調査の対象者である社会福祉士は、地域共生社会づくりに向け、それぞれの職場で職種として担っている支援困難ケースへの対応を通して、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応する、あるいは他機関に繋ぐなど、いわゆる「断らない相談支援」⁶⁾を意図した活動を行っていた。一方、参加支援や地域づくり支援など住民主体の問題解決体制の構築については、制約が多く、ソーシャルワーク機能を発揮できていない状況が明らかになった。これについては、本研究で明らかになった現任社会福祉士が日々のソーシャルワーク実践の中で感じている【地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題】と【地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性】という課題と関連して検討する必要があると考えた。すな

わち、ソーシャルワーク機能の発揮を阻害する要因として、地域支援の展開を困難にする社会福祉士を取り巻く環境上の諸問題や専門職制度・養成教育などが抱える構造的な問題が潜在化しているのではないかと考えた。そのため、まず、①参加支援や地域づくりなど地域を基盤としたソーシャルワークの展開が困難な理由として、社会福祉士を取り巻く環境の課題を検討する。そのうえで、②地域支援の実践事例を踏まえて、地域支援に貢献できる人材として社会福祉士が日々の業務の中で持つべき視点や担うべき役割について考えていくこととする。

1. 社会福祉士を取り巻く環境の課題

参加支援や地域づくりなど地域を基盤としたソーシャルワークの展開を困難にする要因としては、「個別支援」と「地域支援」の切り分けが不明瞭であること、方法論の未確立、配分とバランスの難しさなどいくつか考えられる。最も大きな要因としては、勤務先の分野・種別によって、社会福祉士が地域福祉に関する業務を担当する機会と場が少ないという社会福祉士を取り巻く職場環境の課題があげられる。たとえば、公益社団法人社会福祉振興・試験センターが公表している社会福祉士が就労している分野に関する調査結果⁷⁾では、「高齢者福祉関係」(43.7%)が最も多く、次いで「障害者福祉関係」(17.3%)、「医療関係」(14.7%)と続き、「地域福祉関係」(7.4%)の分野で就労する社会福祉士はきわめて少なくなっている。また、所属している法人種別では、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」(35.6%)と「医療法人」(15.9%)が過半数を占め、地域福祉に関する業務を主に担当する「地方自治体」(13.3%)や「社会福祉協議会」(10.7%)は2割程度にとどまっている。このように、現状として多くの社会福祉士が縦割り制度に基づく「個別支援」を主な業務とする専門職として活動している

カテゴリー	サブカテゴリー	ラベル
直面しているミクロ領域の福祉課題	支援困難ケースの増加	認知症による金銭管理 自己決定ができない方の増加 一人暮らしで認知症となり、その後の支援決定者不在 若手の引きこもり 外国籍の方へのコミュニケーションの取り方 多問題家族 生活困窮 子どもの貧困 ヤングケアラー 高齢者の移動外出支援
	意識上の障壁・排他的傾向	行政依存が強い 施設に入れば良い、子が引き取れば良いのに、など認知症や障害を持った方に対する排他的傾向が強い つながりの低さ 差別や偏見
福祉課題の解決に向けた日々の業務	地域福祉力の低下	地域における困難ケースの受け入れ体制（支援体制）が不十分な状況 支援不足 司法と福祉の連携不足 制度の狭間 地域の支え合いの仕組みづくり 高齢化率が高く人口減少地域にて社会資源や福祉人材の乏しさが顕著
	社会構造（ひずみ）に起因する問題の顕在化	地域の中での孤立 家族の縮小による家族機能の低下 多様化する生活スタイルに伴う、生きづらさを抱えた方の支援 福祉、医療、教育、情報、収入などあらゆる格差
	地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動	高齢障害者の受け入れ 虐待ケースの受け入れ ワンストップサービスの実践 所属医療機関を活用して地域関係機関と事例研究を行う「地域連絡会」の隔月開催 会議などを通して、ネットワークの構築を図っている 地域（地方検察庁、弁護士、警察、福祉・医療関係者）に対して啓発のための研修等を実施している 地域コミュニティを単位とした、福祉課題を検討し実践活動をする委員会（住民主体）の設置、仕組みづくり 福祉に限らず、交通インフラの整備や拡充を目指すために関係機関（省庁含む）連携会議の実施
	価値基盤	倫理綱領 社会的包摂
地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題	アウトリーチ	地域に向く 自分から積極的に関わり
	地域アセスメントと情報の集約と共有	社会情勢の変化に伴う社会福祉の動向と地域の福祉課題の把握 様々な団体/個人からの声を拾い集めるマッチングさせる『歩く出会い系サイト（良い意味で）』を目指し 関係者での情報共有のためにカンファレンス実施 地域住民に対して正しい知識や情報を伝え、共有 地域を熟知する方との情報交換・共有 個のニーズから地域課題を見つけ、それを発信していきたい
	組織間連携の強化	カンファレンスでの家族支援の視点の確認 対象者が高齢・障がい・児童と分野横断的であり、保健・福祉・医療などの業種だけではなく、司法・警察など業種横断的な社会資源との関係形成の体制づくりが必要 地域社会に貢献する社会福祉事業を柔軟に実施できる組織基盤と組織体制を整備する 『つながる』場の提供と関係性づくりの後押し
	専門性と能力の修得の必要性	個別支援の視点 実践モデル・アプローチ 自己覚知と他者理解 自己覚知の意識化 リフレクション 基本的人権に関わる事項 個のニーズを生じさせている環境のアセスメント ミクロレベルでのアセスメント力 環境の問題から地域課題を分析できるアセスメント力 権利擁護に関する知識 相談援助の知識 コミュニケーション・面接技術 ソーシャルワーク実践の言語化 言語化や視覚化など伝えるスキル 社会の変化に適切で柔軟性 認知症を含めた高齢者福祉分野全般の知識 地域支援に関する知識と技術 組織経営に関する知識と技術 ネットワークスキル 「連携」「つながる」ための具体的方法 地域アセスメント 地域の歴史的背景など地域特性に関する知識 プレゼンテーション技術 スーパービジョンでの振り返り
地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性	人材育成の課題	個別支援（特に高齢者）意識の向上のための取り組み 職能団体の組織力と発信力を活かし、人材育成の一助を担う（研修改革等） 地域での担い手の発見 成年後見制度の啓発 身寄りなしの方と看取りについて意思確認 個別事例を通じた、司法と福祉の関係者双方の理解を促進 地域住民を対象に認知症に関する正しい知識と理解が深まるよう啓発 行政や地域住民から依頼された仕事（ミニ講座や講師依頼など）は積極的に引き受け、地域住民の集う場への参加を継続 職能団体として、行政との情報交換 全国組織に属し、国に対して、司法と福祉の連携が促進されるような要望書を出す 実践力の高いソーシャルワーク専門職の不足 制度や組織、立場を越えた支援に抵抗を感じている専門職 ボランティア活動の減少 課題解決に向けた研修等を企画しても興味がある方しか参加しない 地域づくりなどに関する研修は優先順位が低い 地域のキーパーソンの発掘が難しい 支える側の育成が追い付かない 「困っている人」がお互い様の気持ちを醸成できない 助けられ上手になるという意識が乏しい 「我がごと」として捉えていただけ 認知症・障がい・難法者などへの誤った認識 行政機関を含む組織間ネットワークが機能しない状況 地域社会のつながりの不足 定年で仕事辞められない雇用情勢 高齢になっても働かなくては暮らしていけない社会の年金制度 業務が多く課題解決に取り組む時間がない 地域の福祉課題の普遍化が難しい 自分ごととして主体的に取り組みに参加・協力する機運がない
	地域性・社会情勢の問題	地縁血縁の濃さ 目立つ者は叩かれる すぐに噂話が広がる 地域のリレーションシップの濃さ 本来は阻害要因も無く定期開催できていたが、現在はコロナウイルス感染防止のため参加者を募集できない 他を理解する、または他を受け入れることに寛容にできない社会（子育て・教育・就労してコロナ禍など）

表2 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士のソーシャルワーク実践の展開に関する要素

ことがわかる。別な言い方をすれば、「高齢者福祉」なら「高齢者」、「障害者福祉」なら「障害者」、「医療福祉」なら「患者」というように、個別支援の対象が明確であるのに対し、「地域福祉」は「地域」あるいは「地域住民全員」というように支援の対象がぼやけている。法人種別においても同様に、地域福祉の推進役である社会福祉協議会を除いて、縦割りの制度によるサービス提供を行っている機関への所属が多いことから、地域福祉関係の就労機会と場がきわめて少ないことが課題となっている。

このような課題に対し、地域における多様かつ複雑な課題、言いかえるならば、高齢、障害、児童、患者以外の残余的な社会的弱者が抱える問題を解決できるあらたな専門職として、コミュニティ・ソーシャルワーカーが制度化され、全国的に導入されている。しかしながら、個別支援と地域への働きかけ・アプローチなどの地域支援が同時にうまく機能している地域がある一方で、コミュニティ・ソーシャルワーカーが導入されていない地域や、導入されていてもうまく機能せず、コミュニティ・ソーシャルワーカー一人で複雑かつ多様な課題を抱えている地域もある。また、多くのコミュニティ・ソーシャルワーカーが市町村社会福祉協議会を中心に配置されていることも地域を基盤としたソーシャルワークの拡充の阻害要因となっている。また、いうまでもなく、地域住民は地域福祉の主体であるが、その主役である地域住民側もさまざまな課題を抱えている。たとえば、担い手の高齢化・不足、参加者の減少、運営資金の不足、内容のマンネリ化などである。インフォーマルな社会資源としての自治体、町内会、コミュニティ協議会などの役員やメンバー、あるいは民生・児童委員、ボランティア団体など地域福祉の貴重な担い手には、負担がすでに過重になっている。このことから、参加支援や地域づくり支援においては、地域住民

が主体性を発揮できず、結果的に福祉の専門職に依存せざるを得なくなっている地域もある。この点について、菱沼が、「地域支援を展開していくためには、地域支援を業務として明確に位置づけ、行政施策としても支えていく体制を整えることが必要である」⁸⁾と指摘しているように、多くの社会福祉士が所属する「高齢者福祉関係」や「障害者福祉関係」の社会福祉法人においても、職員が参加支援や地域づくりなどの地域支援を通常業務として取り組めるような業務環境の改善が求められている。

2. 地域支援の展開に向けた社会福祉士の視点と役割

ここまで述べてきたような、社会福祉士を取り巻く業務環境の課題を踏まえ、今後、社会福祉士が地域支援を展開していく際に、求められる視点と役割について考えてみたい。

まず、日常生活圏域を活動範囲とする視点を持ち、地域課題を把握するという役割を遂行することである。「地域アセスメントや地域住民との連携に関する実践を促進させていくためには、人口2万人未満を参考値として地域担当制を採用し、それぞれの地域に社会福祉士を配置していくことが有効である」⁸⁾との指摘があるように、日常生活圏域を単位として地域の課題を把握しつつ、住民との信頼関係のもとで個別支援と地域支援を相互に関連づけながら推進していくことが求められる。また、アセスメントは同時に地域の強みを明らかにしていく過程であることが特に重要となる^{注3)}。

次に、地域にある既存の社会資源を活用するという視点で、それらを有機的につなぐという役割である。地域づくりを推進するためには、「多角の視点と多様な考え方を持つ」ことが欠かせず、「地域にある既存の組織を活用する」という視点も地域福祉の向上につながっている意識を持つ必要がある。「社会

福祉士など福祉専門職は支援者」という考え方を転換し「地域住民から社会福祉士として自分には持ってない能力とスキル、アイデアなどといった力を借りるという発想が生まれ、要援護者の潜在的な力によって手助けしてもらうこともできる」など、「地域にとって社会福祉士も社会資源の一つ」と捉えることが重要である。地域住民や当事者と福祉の専門職との協働関係（顔の見える関係）が形成され、相互の理解が深まっていくことで意識と行動の変化を促すことにつながっていくことが期待できる。さらに、こうした地域住民同士の人間関係の形成支援については、当事者の組織化を同時に展開していくことが重要となる。当事者により近い各分野で活動する社会福祉士は、当事者の組織化やつながりづくりに関する潜在的なニーズを発見しやすい立場にある。そして、社会福祉士が発見した当事者の組織化ニーズを地域ケア会議などの機能を活用し、「当事者の個別課題」を「地域で取り組まなければならない課題」へと変換を図るなど、地域住民と当事者をつなぐ役割を担うことが重要となる^{注4)}。

最後に、小さな実践から取り組んでみるという視点である。「地域共生社会」における「地域づくり」というと、「何か大層なことを始めなければならない」ように思えたり、地域づくりなどにおける圏域の広さや必要な要素の多様多彩な点の考慮から、誰かがやってくれるものと他力本願的に思うかもしれない。専門職の取組みの視点と役割は、地域の課題を発見し、誰と誰を、何をどこに適切につなげばよいかを考えながら、誰もが関心を持ちやすく、何よりも重要なことは「やって楽しそう、やってみたら楽しかった」という気持ちが双方に芽生えるような仕掛けをし、「われわれ意識」^{注5)}を醸成することが重要となる^{注6)}。最初は小さかった取り組みから始まり、地域住民や関係機関、地域の多様な社会資源が協働したことでつながりが拡大・促進され、

地域で継続していくことが必要な活動へと発展する。地域には、このような活動以外にも地域住民の思いを形にしていく材料はたくさんあるので、まずはどんな取り組みでも良いので、地域の色々な力を借りながら仕掛けづくりをすることが重要である。

V 結論

本論文では、A県社会福祉士会に所属する会員7名に対するインタビュー調査から、地域支援の展開に向けた社会福祉士の課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた参加支援や地域づくり支援などを担う社会福祉士としての視点や役割について考えてきた。その結果、「日常生活圏域を活動範囲とするという視点を持ち、地域の課題を把握するという役割」、「地域にある既存の社会資源を活用するという視点で、それらを有機的につなぐという役割」、「小さな実践から取り組んでみるという視点を持ち、『われわれ意識』を醸成する役割」の重要性を主張した。

社会福祉士による地域支援の展開により、地域の中で「われわれ意識」が芽生えていくことが期待できる。このような地域社会における人間関係の構築は、「ケアする」「ケアされる」の二分された人間関係を越えた相互実現型自立^{注7)}を中心的価値とする地域共生社会の創出に欠かすことのできないものであり、地域住民および当事者との「共同主体的関係性の再構築プロセスに参画する」⁹⁾ことが、これからの社会福祉士に求められる大きな役割となる。そのために、「協働」と「対話」を援助志向性として持つ人材の育成が、これからのソーシャルワーカー養成教育の目標となるだろう。

VI 研究の限界と今後の課題

本研究は、A県社会福祉士会に所属する会

員7名という限られた条件下の対象者からの調査であるため、一般化することはできない。しかし、先進的な実践活動に取り組む調査対象者から社会福祉士による地域支援の展開を阻害する要因を踏まえ、これからの社会福祉士の役割を検討できたことは、今後のソーシャルワーカー養成教育のあり方を考えていくことにつながるものであり、その基礎資料を得られたのは本研究の成果と考えられる。

今後の課題として、地域共生社会の実現に資するソーシャルワークの人材像を明らかにするとともにコンピテンシーモデルを開発することがあげられる。そのため、本研究で得られた成果をもとに、引き続き、養成校・職能団体・社会福祉法人・事業所との協働による調査研究を促進していき、卒後教育を含むソーシャルワークの教育と実践の一体的展開に寄与できるよう努めていきたい。

謝辞

コロナ禍にもかかわらず、本研究にご理解をいただき、インタビューにご協力いただきました皆様に深く感謝いたします。

なお、本研究は、2020年度新潟青陵大学共同研究費の助成を受けて行いました。

注

- 1) 同報告書では、ソーシャルワーク機能には、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築と地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制の構築があることを指摘している。
- 2) ソーシャルワーカーの各専門職団体が、国の政策理念としての「地域共生社会の実現」をどのように捉え、実践しようとしているのか見解を聞き、これからのソーシャルワーカーの養成と実践を考えていくため

の依拠すべき考え方を共有することを目的として、2020年11月に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催でオンライン開催された。

- 3) 本論文の共同執筆者の秋山は、市町村社会福祉協議会でのコミュニティ・ソーシャルワーカーとして、身近な中学校区で地域にある課題を話し合う「地域住民や地域にある団体、企業等と福祉専門職での会議」と、中学校区での助け合いでは解決しないような問題については、区全体での制度の狭間にある課題に対しできることを検討する、「分野をまたいだ福祉専門職と地域住民での会議」に分けて重層的に実施すること、また、このような会議を通して、各地区にある福祉施設や相談機関と地域住民の小さな助け合い関係をいくつか作ることが出来た体験から、日常生活圏域を単位として地域の課題を把握することの重要性を強調している。

- 4) 本論文の共同執筆者の秋山は、介護負担に伴う心中事件のあった地域での「介護者のつどい」活動の体験を通し、介護負担に伴う心中事件では、そこにかかわる専門職や地域住民の声を聞き取り、介護事業所や地域包括支援センター、地域の関係者でプロジェクトチームを作り、介護者を支えるための活動を行った。チームで地域調査を行い、その結果から高齢者分野の福祉専門職からは、介護している当事者の声を代弁してもらい、より本人のニーズに合った活動の提案があがった。さらに、実際の活動時は参加の呼び掛けや当事者のつながりに尽力した。地域住民は、当事者である地域でできる声かけや集いの場活動を立ち上げ、「介護」は身近で「我が事」の問題と捉えることができ、「われわれ意識」が芽生える意識を高めた。また、介護者同士で寄り添いあい相談しあう関係は、福祉の支援者にはできないものであり、そこでの学びも

重要であった」と述べ、「当事者のつながりづくりや当事者の組織化」の重要性を指摘している。

- 5) 松端は、「共同体は、同質性・等質性に満たされた空間であり、そこには「われわれ意識 (we-feeling)」、すなわち“私たち”という意識が必要となる。」と述べている¹⁰⁾。
- 6) 例えば、本学でも取り組んでいる「子ども食堂」の取り組みや地域の「ゴミ屋敷支援活動」が良い例であろう。子ども食堂は、全国に5000か所以上増えている(2021年現在)。地域住民の自主的な取り組みからはじまり、今は地域の大事な居場所として位置づけられている。現在は運営資金不足や安定的な運営が難しくなっている運営団体もあるものの、制度や規則に囚われずに柔軟な形で取り組まれている。ゴミ屋敷支援活動は、地域住民や関係機関といった地域のさまざまな社会資源を導入する必要があるが、地域の状況にあわせて、可能なことを探し出して実践に結びつけられる活動である。これらの取り組みは、大掛かりで大変な実践活動に見えるが、それぞれの活動のきっかけは貧困家庭の子どもに食事や安心感を提供できる居場所や本人の健康および住民との関係回復、地域の住民の不満、不安解消を目的とした小さな取り組みからはじまっている。
- 7) 「人の手を借りないことが自立なのではなく、人の手を上手に借りてお互いによりよく生きる」という「相互実現(自己実現に留まらず相互によりよく生きる相互実現)」という概念が、自立生活の要件となるとしている。原田は、「相互実現的自立(interdependent)という新しい自立観」とし、「お互いの関係性を大切にして、みんなが自己実現できるような地域コミュニティを目指す」ことが、ケアリングコミュニティの基本であるとしている¹¹⁾。

文献

- 1) 厚生労働省.「地域共生社会」の実現に向けて(平成29年2月7日). <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>>.2021年6月11日.
- 2) 厚生労働省. 社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)(令和2年9月17日) <<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/35522/0917juusou.pdf>>.2021年6月11日.
- 3) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会(第9回).資料1(平成29年2月7日) <<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000150799.pdf>>.2021年7月8日.
- 4) 参議院厚生労働委員会.地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和2年6月4日) <https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/f069_060401.pdf>.2021年7月8日.
- 5) 厚生労働省. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(令和元年6月28日). <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi-kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html>. 2021年4月29日.
- 6) 厚生労働省.地域共生社会推進検討会(第6回).新たな事業の枠組みについて.資料1(令和元年10月15日). <<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000562933.pdf>>.2021年7月8日.
- 7) 「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果」. 公益財団法人社会福祉振興・試験センター <http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_sk_h27.pdf>. 2021年7月8日.
- 8) 菱沼幹男.福祉専門職による地域支援スキルの促進要因分析. 社会福祉学. 2012; 53

- (2) : 32 - 43.
- 9) 竹森美穂.ソーシャルワーカーの現代的専門職像に関する一考察:「参加」への協働的志向.佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科編.2019; 47.
- 10) 松端克文. 共生社会創造におけるソーシャルワークの役割: 共生社会に向けての新しい地域福祉.上野谷加代子編. 86-87.京都市: ミネルヴァ書房; 2020.
- 11) 原田正樹.地域福祉の政策化とコミュニティソーシャルワーク: コミュニティソーシャルワークの新たな展開－理論と先進事例.日本地域福祉研究所監修. 59-60.東京都: 中央法規; 2019.